

○ 土地改良法関係事務に係る処理基準について（平成12年11月21日付け12構改B第1108号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照条文

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行（最終改正：平成28年4月1日27農振第2424号農林水産事務次官依命通知）
<p>(別紙)</p> <p>土地改良法関係事務に係る処理基準</p> <p>第2 換地処分等の事務に係る処理基準（法第89条の2第14項、令第51条の2関係）</p> <p>法第89条の2第14項及び令第51条の2の規定により都道府県が処理することとされている法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係る換地処分等（以下「法定受託事務たる換地処分等」という。）の事務については、次によるものとする。</p> <p>1 換地計画の決定の時期</p> <p>法定受託事務たる換地処分等に係る法第89条の2第1項に規定する換地計画の決定の時期は、次のとおりとする。</p> <p>① 換地処分を必要とする国営土地改良事業は、工事及び換地処分の完了をもって法第113条の3第3項の工事の完了（以下「事業完了」という。）となるので、事業完了を予定する日のおおむね4ヶ月前までに換地計画の決定を行い、事業完了を予定する日までに換地処分等一連の事務を完了するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時利用地の指定、使用及び収益の停止等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一時利用地の指定等に伴う土地の管理</p>	<p>(別紙)</p> <p>土地改良法関係事務に係る処理基準</p> <p>第2 換地処分等の事務に係る処理基準（法第89条の2第14項、令第51条の2関係）</p> <p>法第89条の2第14項及び令第51条の2の規定により都道府県が処理することとされている法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係る換地処分等（以下「法定受託事務たる換地処分等」という。）の事務については、次によるものとする。</p> <p>1 換地計画の決定の時期</p> <p>法定受託事務たる換地処分等に係る法第89条の2第1項に規定する換地計画の決定の時期は、次のとおりとする。</p> <p>① 換地処分を必要とする国営土地改良事業は、工事及び換地処分の完了をもって法第113条の2第3項の工事の完了（以下「事業完了」という。）となるので、事業完了を予定する日のおおむね4ヶ月前までに換地計画の決定を行い、事業完了を予定する日までに換地処分等一連の事務を完了するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時利用地の指定、使用及び収益の停止等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一時利用地の指定等に伴う土地の管理</p>

法定受託事務たる換地処分等において、法第89条の2第6項の規定に基づく一時利用地の指定又は同項若しくは同条第7項の規定に基づく使用及び収益の停止に伴い、法第89条の2第8項において準用する法第53条の7の規定に基づき管理する土地が生じる場合には、当該指定又は使用及び収益の停止は、当該管理の対象となる土地について、関係地方農政局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。）において当該管理に必要な措置を講じた後に行うものとする。

第5 地方連合会の監督事務に係る処理基準（法第136条の2及び令第79条関係）

4 報告の徴収及び検査の結果並びに命令の内容の報告

令第79条第3項及び第5項の規定に基づく報告は、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。）に対してするものとする。

ただし、同条第3項の規定に基づく検査の結果に関する報告については、大臣官房検査・監察部長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に対してするものとする。

なお、定期報告の結果の報告にあっては地方連合会から提出のあった事業報告書、収支決算書及び財産目録等を、常例検査の結果の報告にあっては(4)の⑬の検査結果の通知の写しを、命令の内容の報告にあっては当該命令の写しを、それぞれ併せて提出するものとする。

法定受託事務たる換地処分等において、法第89条の2第6項の規定に基づく一時利用地の指定又は同項若しくは同条第7項の規定に基づく使用及び収益の停止に伴い、法第89条の2第8項において準用する法第53条の7の規定に基づき管理する土地が生じる場合には、当該指定又は使用及び収益の停止は、当該管理の対象となる土地について、関係地方農政局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。）において当該管理に必要な措置を講じた後に行うものとする。

第5 地方連合会の監督事務に係る処理基準（法第136条の2及び令第79条関係）

4 報告の徴収及び検査の結果並びに命令の内容の報告

令第79条第3項及び第5項の規定に基づく報告は、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）に対してするものとする。

ただし、同条第3項の規定に基づく検査の結果に関する報告については、大臣官房検査・監察部長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に対してするものとする。

なお、定期報告の結果の報告にあっては地方連合会から提出のあった事業報告書、収支決算書及び財産目録等を、常例検査の結果の報告にあっては(4)の⑬の検査結果の通知の写しを、命令の内容の報告にあっては当該命令の写しを、それぞれ併せて提出するものとする。